

経営バイタル
の強化書 KEIJI VITALデジタル社会形成基本法と
デジタル庁設置高度情報通信ネットワーク社会形成基本法
(IT基本法)廃止、デジタル庁設置

新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル化の遅れが明確になり、感染拡大の防止と経済活動の両立には社会全体のデジタル化（IT化）が必要不可欠との認識が高まりました。デジタル化（IT化）の必要性の一方で、デジタル対応が困難な方を取り残さないことも必要です。デジタル化を専門とするデジタル庁を新たに設置して、デジタル化を推進するとともに個人情報の保護やマイナンバーの利活用がすすめられることになります。

デジタル化の遅れと新型コロナウイルス感染拡大で浮き彫りになった問題とは？

1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)とは

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）とは、IT（情報技術）政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律で、2001年に同法に基づき政府のIT戦略「e-Japan戦略」をまとめ、5年以内に世界最先端のIT国家を目指すとしたものです。その後IT戦略や政策集を毎年策定していましたが、デジタル化の歩みは遅く、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、さまざまな分野でデジタル化への課題が浮き彫りになりました。

行政においては、感染症対応で初の緊急事態宣言を発動し、給付金や助成金等支援策に係る緊急かつ大量の申請が発生し、感染拡大を防ぐためオンラインによる手続きを増やしましたが、多くの不具合が発生し、デジタル化の遅れが大きな障害となりました（雇用調整助成金申請不具合、特別定額給付金給付の遅れ等）。医療現場においては陽性者の報告がFAXやメールの申請が混在し、正確な集計が行われず、教育現場でも学校の臨時休校に対応できず、オンライン教育やノウハウ不足が露呈しました。また、今般の税制改正で行われた押印原則廃止も、押印のため出社せざるをえなくなり、テレワークの阻害要因となりました。

2 廃止までの経緯

このような課題を解決するため、何のためのデジタル化なのか、どんな社会を実現するか、そのためにどのような取組を行うか等について検討され、デジタル社会を形成するための10の基本原則を大方針として検討し、法改正を行うことになりました。また、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することになり、個人情報保護や押印手続き、マイナンバーの活用等関係する法律も整備することになりました。

10の基本原則は、**1. オープン・透明 2. 公平・倫理 3. 安全・安心 4. 繼続・安定・強靭 5. 社会課題の解決 6. 迅速・柔軟 7. 包摂・多様性 8. 浸透 9. 新たな価値の創造 10. 飛躍・国際貢献**から成っています。

■以下の10原則を、日本のデジタル社会を形成するための大方針とする。



【図1】IT基本法改正の検討の方向性（案）令和2年11月13日 内閣官房IT総合戦略室デジタル改革関連法案準備室 資料より

3 デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、 デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律

令和3年2月9日衆議院に提出された法案は、デジタル社会形成基本法とデジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の3つの法案となっています。

デジタル社会形成基本法では、「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的な規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多岐かつ多様な情報を適正かつ効率的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義し、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止し、デジタル庁を新たに設置し、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成することとしています。

デジタル社会の形成は、国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるものとしています。

デジタル社会の司令塔となるデジタル庁は、内閣に設置され、デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣となります。

所掌となる事務は、内閣補助事務と重点計画作成・推進やマイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関する事務並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理、商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証（検証者に関する事務）、電子委任状に関する事務、データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等に加え、情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進や国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行することと多岐にわたっています。

デジタル化の進展に伴って危惧される個人情報の取扱いやマイナンバーの活用については、関係法律の整備としてデジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律で対応が行われることになります。

[図1] https://www.kantei.go.jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai3/siryou3.pdf
[図2] https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryou1.pdf
[図3] https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_2/siryou1.pdf
[図4] https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_3/siryou1.pdf

【図2】デジタル社会形成基本法案の概要

概要
1. デジタル社会 「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的な規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多岐かつ多様な情報を適正かつ効率的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。
2. 基本理念 デジタル社会の形成に向け、より豊かな社会を実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利保護の確保等の基本理念を規定する。
3. 国、地方公共団体及び事業者の責務 デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定する。
4. 施策の実施に係る基本方針 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多岐な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビティの確保、人材育成、生産性の向上、国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する。
5. デジタル庁の設置等 別に法律で定めることにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。
6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。
7. 施行期日 令和3年9月1日

【図2】デジタル社会形成基本法案の概要

【図3】デジタル庁設置法案の概要

概要
1. 内閣にデジタル庁の設置 2. デジタル庁の所掌事務 (1) 内閣補助事務 ・デジタル社会の形成に向けた施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整 (2) 分担管理事務 ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進 ・個人を識別する番号に関する統合的・基本的な政策の企画立案等 ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理 ・情報通信技術を利用して本人確認に関する統合的・基本的な政策の企画立案等 ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用して本人確認の検証ができるもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務 ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等 ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進 ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事務の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること
3. デジタル庁の組織 (1) デジタル庁の運営及び主任の大臣は内閣総理大臣。 (2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する通告等を規定。 (3) 副大臣一人及び大臣を議員とする、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、府務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任命の特別職として、デジタル監を置く。 (4) 全国連絡会議を設置する。 4. 施行期日等 (1) 施行期日：令和3年9月1日 (2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

【図3】デジタル庁設置法案の概要

【図4】デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律案の概要

概要
個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正案） ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護、独立行政法人個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的に共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会へ一元化。 ②医療・学術・研究分野の規制を統一するため、国公的の病院、大学等には原則として民病院、大学等と同等の規律を適用。 ③地方の公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進 ④個人情報の登録等を民間事業者に求め、行政手続等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日：平成21年4月1日（地方公的・准公的・民間事業者による行政手続等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化） マイナンバーの利用・情報連携の拡大による行政手続の効率化（マイナンバー法の改正） ①国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。 施行日：公表日（①のうち国家資格関係事務）より（健康増進事業者、高等学校等就学支援金、如的障害者など）、公表から4年内（①のうち国家資格関係事務開設）、令和3年9月1日（②） マイナンバーの利便性の抜本的向上 ①住民登録の届出等における電子登録書類の交付・更新等を可能とする。 ②公的個人認証カードにて、本人確認に基づき、基本的情報（氏名、生年月日、住地及び住所）の提供を可能とする。 ③マイナンバーカード持主者について、電子登録書類のスマートドライブ（移動端末設備）への搭載を可能とする。 ④マイナンバーカード持主者にて、電子登録書類のスマートドライブ（移動端末設備）への搭載を可能とする。 施行日：公表日（①）、公表から2年以内（①以外） マイナンバーカードの利便性の抜本的向上 ①地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。 ②J-LIS代表者会議の委嘱（国）の選定した者を追加するなどに、理事長及び監事の兼任に國の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。 ③J-LISの運営に係る事務のうち、市町村の事務を法定受託事務化。等 施行日：令和3年9月1日 印影の交付等を求める手続の見直し（4法律の改正） ○印影を求める各種手続についてその費用を不要とするなどに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なもの除く）

【図4】デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律案の概要